

第 64 号

令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数 37箇所

(2) 年間総給水量 9,732,725 m³

(3) 一日平均給水量 26,665 m³

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 1,162,385千円

第1項 営業収益 763,847千円

第2項 営業外収益 398,538千円

支 出

第1款 事業費 1,284,647千円

第1項 営業費用 1,237,869千円

第2項 営業外費用 36,778千円

第3項 予備費 10,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額62,498千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,670千円及び過年度分損益勘定留保資金25,828千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入 566,640千円

第1項 企業債 378,000千円

第2項 長期借入金 96,412千円

第3項 補助金 82,851千円

第4項 会計内返還金 7,749千円

第5項 雑収入 1,628千円

支 出

第1款 資本的支出 629,138千円

第1項 建設改良費 388,372千円

第2項 企業債償還金 218,017千円

第3項 長期借入金償還金 7,749千円

第4項 予備費 15,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新規工業用水道事業関係業務	令和9年度 ～令和11年度	千円 14,242,316
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度	3,476,073 8,880,843 1,885,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 156,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
新 規 工 業 用 水 道 事 業	222,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事 業 費

第1項 営 業 費 用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

103,166千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
136,880千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬